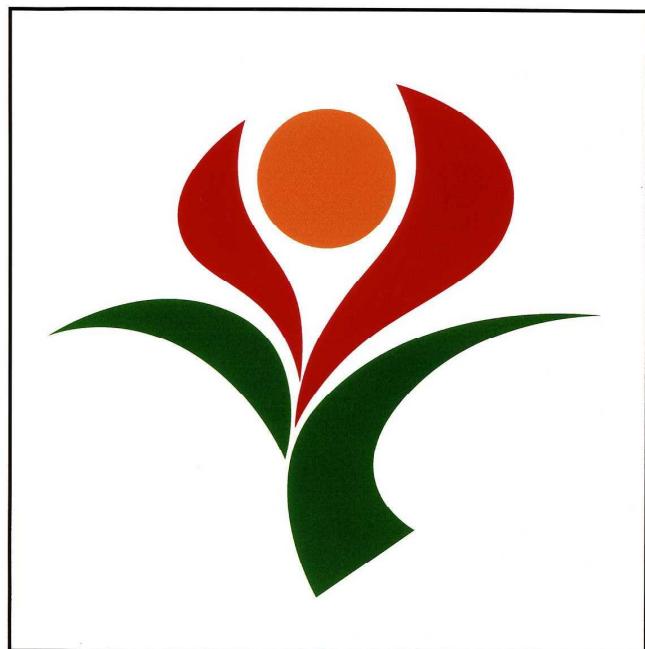


令和4年度

水道水質検査計画書



曾於市

目 次

- 1 基本方針
- 2 水道施設の概要
- 3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
- 4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
 - ・採水場所
 - ・検査項目
 - ・検査頻度
- 5 水質検査方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査の自己／委託の区分
- 8 水質検査計画及び検査結果の公表
 - ・公表内容
 - ・公表方法
- 9 その他の留意事項
 - ・水質基準項目等の定量下限値及び精度保証
 - ・原水に係る水質検査の実施
 - ・水道水源の汚染源の把握
 - ・汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備
 - ・水質検査における精度管理及び信頼性保証
 - ・給水管等に係る衛生対策の推進

別紙	採水地点一覧表
別表 1－1	水質検査項目基準値一覧
別表 1－2	水質検査項目説明一覧
別表 2	水質検査計画（令和4年度から令和6年度まで）
別表 3	水質検査結果（令和1年度から令和3年度まで）

1 基本方針

水道用水供給事業者として、安全で安心な水道水を安定して供給することを基本方針として、水道水質検査計画を定め水質検査を実施します。

採水地点は、浄水場の原水・浄水とします。

水質検査は、水道法に定める水質基準項目のほか、水質管理目標設定項目、水源監視に必要な項目について安全性と効率性から項目と回数を定め実施します。

また、要検討項目については、検査方法が確立されたものから順次実施していきます。水質検査結果は、順次公表します。

なお、水質事故等の発生時には、速やかに臨時の水質検査を行います。水道水質の現況に関する理解と今後の水道水源の保全に対する協力を需要者の声を反映させるとともに、計画を策定します。

【水質検査で定める事項】

水質検査機関への委託・・・ 水道水質の検査については、水道法に基づき検査が実施でき、水質異常が発生した場合、迅速に対応出来る精度の高い検査実績を保つ登録水質検査機関に委託します。

臨時水質検査・・・ 水源の水質が著しく悪化した時や水源に異変が生じたときは速やかに臨時の水質検査を実施し、安全性を確認します。

水質事故時の対応・・・ 水質検査の結果、水質に異常が判明した場合は、直ちに給水を停止し、給水域の需要者に給水停止の広報を行い、必要に応じて給水車による給水を実施します。

連絡体制・・・ 水道水質の検査計画を円滑に実施するため、県、近隣市町村及び水質検査機関との連絡調整体制を強化します。

水質検査計画の見直し・・・ 水道水質検査計画は、年度ごとに見直し、計画対象の期間は当該年度を含む3年間とします。

2 水道施設の概要

財部地区

- ①水ノ手水源地・・・さく井年度：昭和35年度
水源の種類：湧水
- ②西村水源地・・・さく井年度：平成25年度
水源の種類：深層地下水
- 西村配水池・・・浄水方法：塩素滅菌（次亜塩素酸ナトリウム）のみ
配水方式：自然流下
- ③城山水源地・・・さく井年度：平成21年度
水源の種類：深層地下水
- 城山配水池・・・浄水方法：塩素滅菌（次亜塩素酸ナトリウム）のみ
配水方式：自然流下・一部加圧
- ④七村1号井・・・さく井年度：昭和54年度
水源の種類：深層地下水
- ⑤七村2号井・・・さく井年度：昭和58年度
水源の種類：深層地下水
- ⑥七村3号井・・・さく井年度：平成20年度
水源の種類：深層地下水
- 七村配水池・・・浄水方法：塩素滅菌（次亜塩素酸ナトリウム）のみ
配水方式：自然流下
- ⑦馬立第1水源地①②・・・さく井年度：昭和46年度
水源の種類：湧水
- ⑧馬立第2水源地・・・さく井年度：昭和61年度
水源の種類：深層地下水
- 馬立配水池・・・浄水方法：塩素滅菌（次亜塩素酸ナトリウム）のみ
配水方式：自然流下・一部加圧
- ⑨岡下水源地・・・さく井年度：令和元年度
水源の種類：深層地下水
- 七村中継ポンプ場・・・浄水方法：塩素滅菌（次亜塩素酸ナトリウム）のみ

大隅地区

①八合原3号井・・・	さく井年度：平成2年度 水源の種類：深層地下水
②八合原4号井・・・	さく井年度：平成18年度 水源の種類：深層地下水
八合原浄水場・・・ (ポンプ室)	浄水方法：塩素滅菌(次亜塩素酸ナトリウム)のみ 配水方式：加圧
③吹谷1号井・・・	さく井年度：平成9年度 水源の種類：深層地下水
④吹谷2号井・・・	さく井年度：平成13年度 水源の種類：深層地下水
桜ヶ丘浄水場・・・ (ポンプ室)	浄水方法：塩素滅菌(次亜塩素酸ナトリウム)のみ 配水方式：自然流下・一部加圧
⑤下窪水源地・・・	さく井年度：平成16年度 水源の種類：深層地下水
下窪配水池・・・	浄水方法：塩素滅菌(次亜塩素酸ナトリウム)のみ 配水方式：加圧
⑥折田1号井・・・	さく井年度：昭和51年度 水源の種類：深層地下水
⑦折田2号井・・・	さく井年度：平成4年度 水源の種類：深層地下水
折田浄水場・・・ (ポンプ室)	浄水方法：塩素滅菌(次亜塩素酸ナトリウム)のみ 配水方式：自然流下・一部加圧
⑧南1号井・・・	さく井年度：平成元年度 水源の種類：深層地下水
⑨南2号井・・・	さく井年度：平成3年度 水源の種類：深層地下水
南浄水場・・・ (ポンプ室)	浄水方法：塩素滅菌(次亜塩素酸ナトリウム)のみ 配水方式：自然流下・一部加圧
⑩鍋水源地・・・	さく井年度：平成9年度 水源の種類：深層地下水
⑪桂水源地・・・	さく井年度：平成3年度 水源の種類：深層地下水
笠木配水池・・・	浄水方法：塩素滅菌(次亜塩素酸ナトリウム)のみ 配水方式：自然流下・一部加圧

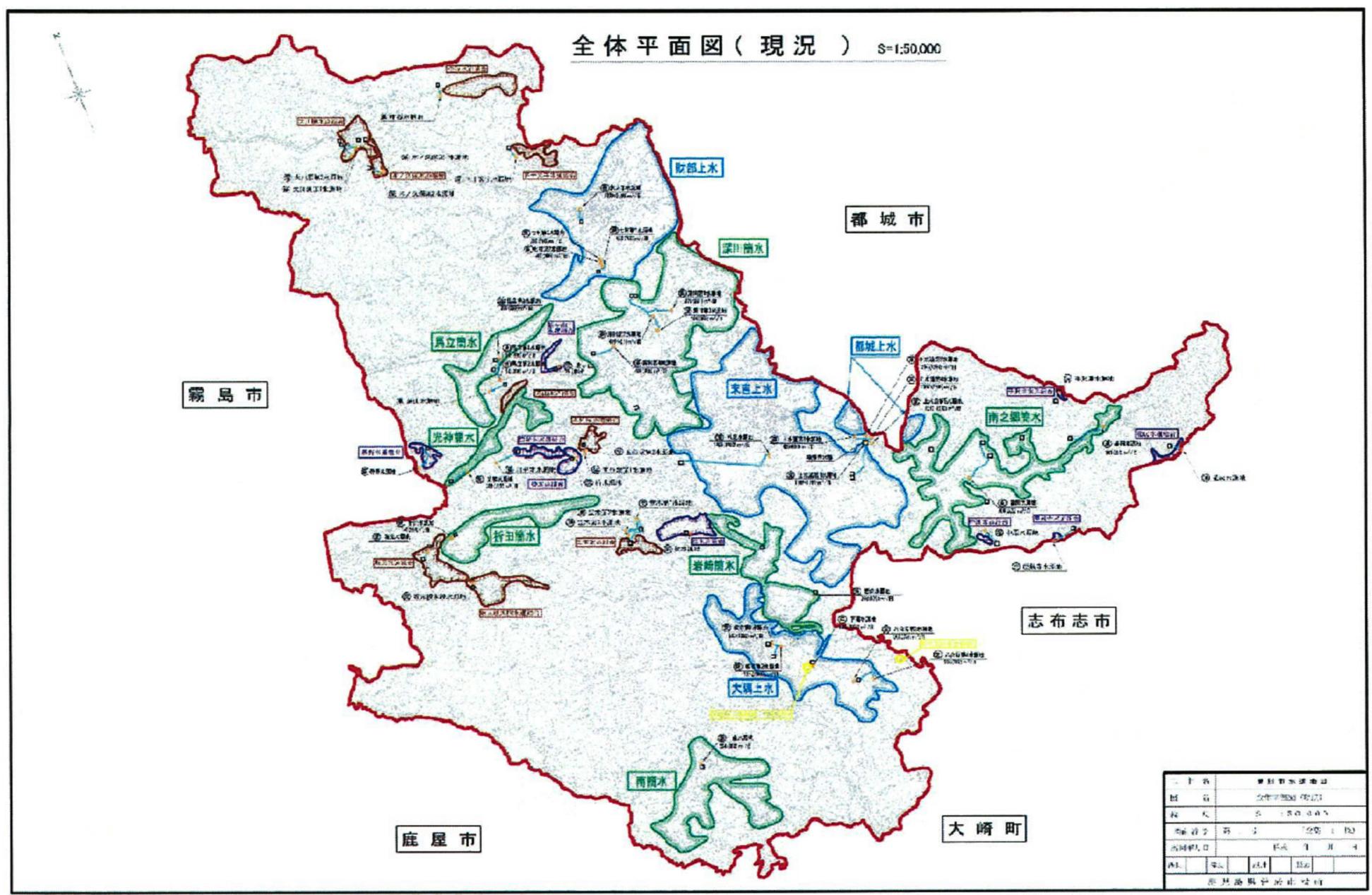
末吉地区

- ①橋野1号井・・・さく井年度：昭和42年度
水源の種類：深層地下水
- ②橋野2号井・・・さく井年度：昭和42年度
水源の種類：深層地下水
- ③橋野3号井・・・さく井年度：昭和42年度
水源の種類：深層地下水
- ④橋野4号井・・・さく井年度：昭和55年度
水源の種類：深層地下水
- ⑤橋野5号井・・・さく井年度：平成14年度
水源の種類：深層地下水
- 橋野浄水場・・・浄水方法：塩素滅菌（次亜塩素酸ナトリウム）のみ
- 住吉配水池・・・配水方式：自然流下・一部加圧
- ⑥八反水源地・・・さく井年度：平成18年度
水源の種類：深層地下水
- 八反浄水場・・・浄水方法：塩素滅菌（次亜塩素酸ナトリウム）のみ
- 高松配水池・・・配水方式：自然流下・一部加圧
- ⑦富田1号井・・・さく井年度：昭和61年度
水源の種類：深層地下水
- ⑧富田2号井・・・さく井年度：昭和61年度
水源の種類：深層地下水
- 富田浄水場・・・浄水方法：塩素滅菌（次亜塩素酸ナトリウム）のみ
- 久保配水池・・・配水方式：自然流下・一部送水（石之脇）
- 石之脇配水池・・・配水方式：自然流下
- ⑨高岡1号井・・・さく井年度：平成16年度
水源の種類：深層地下水
- 高岡水源地・・・浄水方法：塩素滅菌（次亜塩素酸ナトリウム）のみ
- 高岡配水池・・・配水方式：自然流下・一部加圧

⑩岩崎 1号井	さく井年度：昭和58年度 水源の種類：深層地下水
⑪岩崎 2号井	さく井年度：平成8年度 水源の種類：深層地下水
岩崎配水池	浄水方法：塩素滅菌(次亜塩素酸ナトリウム)のみ 配水方式：自然流下・一部送水(飯塚加圧)
⑫堂園水源地 (旧深川1号井)	さく井年度：昭和54年度 水源の種類：深層地下水
深川第1浄水場	浄水方法：塩素滅菌(次亜塩素酸ナトリウム)のみ
⑬堂園上1号井 (旧深川2号井)	さく井年度：昭和62年度 水源の種類：深層地下水
⑭堂園上2号井 (旧深川4号井)	さく井年度：平成12年度 水源の種類：深層地下水
深川第2浄水場	浄水方法：塩素滅菌(次亜塩素酸ナトリウム)のみ
高之峯配水池	配水方式：自然流下
⑮田方水源地 (旧深川5号井)	さく井年度：平成12年度 水源の種類：深層地下水
⑯胡摩水源地	さく井年度：平成22年度 水源の種類：深層地下水
田方配水池	浄水方法：塩素滅菌(次亜塩素酸ナトリウム)のみ 配水方式：加圧
内村配水池	浄水方法：塩素滅菌(次亜塩素酸ナトリウム)のみ 配水方式：加圧
⑰光神1号井	さく井年度：昭和52年度 水源の種類：深層地下水
⑱光神2号井	さく井年度：昭和52年度 水源の種類：深層地下水
光神配水池	浄水方法：塩素滅菌(次亜塩素酸ナトリウム)のみ 配水方式：自然流下・一部加圧

水 源 位 置 図

全体平面図(現況) S=1:50,000



3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

財部地区

浄水場名	水 源 名	原 水	浄 水
西村配水池	水ノ手 水 源 地	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して3.9mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 湧水	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、基準値10mg/lに対して最大3.3mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はないが、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察中である
	西 水 源 村 地	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して2.0mg/lである 鉄及びその化合物が基準値0.3mg/lに対して0.18mg/lである。 (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	
城山配水池	城 水 源 山 地	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して1.5mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して最大3.3mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はないが、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察中である
七村配水池	七 号 村 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して7.8mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、基準値10mg/lに対して最大7.4mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はないが、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察中である
	七 号 村 井 (休 止 中)	(状況) ヒ素及びその化合物の数値が高いため、現在は休止中である (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	
	七 号 村 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して4.0mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	

浄水場名	水 源 名	原 水	浄 水
馬立配水池	馬 立 第1水源地①	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して3.2mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 湧水	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、基準値10mg/lに対して最大5.3mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はないが、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察中である
	馬 立 第1水源地② (休 止 中)	(状況) 現在は予備水源として休止中である (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 湧水	
	馬 立 第2水源地	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対しての4.0mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	

大隅地区

浄水場名	水 源 名	原 水	淨 水
八合原浄水場	八 合 原 3 号 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して5.7mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して最大5.9mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はないが、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察中である
	八 合 原 4 号 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して5.1mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	
桜ヶ丘浄水場	吹 谷 1 号 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して1.5mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して0.003mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して最大4.5mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して最大0.002mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はない
	吹 谷 2 号 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して4.8mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して0.002mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	
下窪配水池	下 窪 水 源 地	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して4.6mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して最大4.8mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はない
折田浄水場	折 田 1 号 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して4.1mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して0.002mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、基準値10mg/lに対して最大3.5mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して最大0.003mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はないが、ヒ素及びその化合物については、経過観察中である
	折 田 2 号 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して2.7mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して0.005mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	

浄水場名	水 源 名	原 水	浄 水
南浄水場	1 南号井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して3.5mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して最大4.0mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はない
	2 南号井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して3.9mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	
笠木配水池	鍋水源地	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して0.9mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して0.002mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して最大2.2mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して最大0.002mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はない
	桂水源地	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して3.2mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して0.004mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	

末吉地区

浄水場名	水 源 名	原 水	浄 水
橋野浄水場	橋 1 号 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して6.0mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	(状況) 原水において2号井の使用を一時休止しているため、浄水において基準値10mg/lに対して、最大5.3mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はないが、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察中である
	橋 2 号 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して8.6mg/lである 令和2年度については、水路拡張工事の関係により一時休止中である (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	
	橋 3 号 井 (休 止 中)	(状況) 平成30年8月に大腸菌検出のため、現在も休止中である (水源種別) 深井戸	
	橋 4 号 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して4.6mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	
	橋 5 号 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して3.6mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	
八反浄水場	八 水 源 反 地	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して2.0mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して0.003mg/lである 鉄及びその化合物が基準値0.3mg/lに対して0.04mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値10mg/lに対して最大2.4mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して最大0.003mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はない

浄水場名	水 源 名	原 水	浄 水
富田水源地	富 1 号 井 (休 止 中)	(状況) 砂礫を汲むため、対策として現在使用を中止している (水源種別) 深井戸	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値10mg/lに対して最大1.9mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はない
	富 2 号 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して1.7mg/lである マンガン及びその化合物が基準値0.05mg/lに対して0.006mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	
高岡水源地	高 水 源 地	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して4.2mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値10mg/lに対して最大4.2mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はないが、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察中である
岩崎配水池	岩 1 号 崎 井 (休 止 中)	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して9.7mg/lである。現在は休止中である。 (水源種別) 深井戸	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して最大5.2mg/lである その他の水質検査結果については、概ね良好である (管理上の問題点) 今後は、代替水源又は希釈用水源の検討が必要である
	岩 2 号 崎 井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、平成22年12月より毎月測定している 本年度の平均値は基準値10mg/lに対して5.1mg/l(最高値5.7mg/l最低値5.0mg/l)である (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	

浄水場名	水源名	原水	浄水
深川配水地	堂園水源地	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して8.7mg/lである マンガン及びその化合物が基準値0.05mg/lに対して0.005mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して最大7.2mg/lである
	堂園上1号井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して6.3mg/lである 鉄及びその化合物が基準値0.3mg/lに対して0.04ミリグラム/lである マンガン及びその化合物が基準値0.05mg/lに対して0.007mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	(管理上の問題点) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察しながら今後代替水源又は希釈用水源の検討が必要である
	堂園上2号井	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して4.3mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して0.002mg/lである 鉄及びその化合物が基準値0.3mg/lに対して0.04mg/lである マンガン及びその化合物が基準値0.05mg/lに対して0.014mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	
	岡下水源地	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して5.6mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	
内村配水池 ・ 田方配水池	田方水源地	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して6.6mg/lである 鉄及びその化合物が基準値0.3mg/lに対して0.09mg/lである マンガン及びその化合物が基準値0.05mg/lに対して0.009mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	内村配水池 (状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して最大8.3mg/lである (管理上の問題点) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と鉄及びその化合物については、経過観察中である 現在は、希釈用水源として田方配水池から内村配水池間に連絡管を布設し、送水している
	胡摩水源地	(状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して8.1mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して0.003mg/lである (浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸	田方配水池 (状況) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して最大8.5mg/lである ヒ素及びその化合物が基準値0.01mg/lに対して最大0.003mg/lである (管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上に問題はないが、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察中である

浄水場名	水 源 名	原 水	浄 水
光神配水池	光 神 1 号 井	<p>(状況)</p> <p>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値10mg/lに対して2.0mg/lである</p> <p>鉄及びその化合物が基準値0.3mg/lに対して0.04mg/lである</p> <p>(浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸</p>	<p>(状況)</p> <p>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して最大3.9mg/lである</p> <p>(管理上の問題点) 水質については概ね良好であり管理上特に問題はない</p>
	光 神 2 号 井	<p>(状況)</p> <p>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値10mg/lに対して5.0mg/lである</p> <p>(浄水方法・水源種別) 滅菌処理 深井戸</p>	

4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 採水地点(別紙参照)

- ①毎日検査(浄水) … 各配水池給水区域ごとに給水栓で検査します。
- ②毎月検査(浄水) … 各浄水場給水区域ごとに給水栓で検査します。
- ③各項目検査(浄水) … 各浄水場給水区域ごとに給水栓で検査します。
- ④原水検査 … 各水源地で井戸ごとに検査します。
- ⑤指標菌検査 … 各水源地で井戸ごとに検査します。

(2) 検査項目(※検査項目については別表1-1及び1-2参照)

①毎日検査(浄水)

色、濁り及び残留塩素の測定を各配水池給水区域ごとに測定し、記録します。

②毎月検査(浄水)

毎月1回、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度・濁度の9項目(省略不可項目)を検査します。

また、水源地周辺の土地利用状況を勘案し、過剰な施肥等によりその濃度が上昇する可能性がある硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を加えた10項目を対象の浄水にて検査します。

③各項目検査(浄水)

3ヶ月に1回、シアン化物イオン及び塩化シアン・塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム・ホルムアルデヒドの12項目(省略不可項目)に加え、水道法における検査の回数・検査の省略の基準に従い各浄水場ごとに必要項目の検査を実施します。

(別表2 水質検査計画 別表3 水質検査結果 参照)

④水質管理目標設定項目検査

水質管理目標設定項目のうち農薬類に関しては、主要作物への散布時期に毒性や蓄積性を考慮して選定し、必要な場合に検査を実施するものとします。

⑤水質検査省略項目とその理由

水質検査においては、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であること、及び検査結果が基準値の1/2を超えたことが無く、且つ原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して、その一部を省略することが出来ます。

(別表2 水質検査計画 別表3 水質検査結果 参照)

(3) 検査頻度及びその理由

検査頻度については別表2水質検査計画を参照。検査頻度の理由として以下の判断基準に基づき検査の省略、検査回数を計画します。

【水道法における検査の回数、検査の省略の可否の判断基準】

- ① 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるものそれが少ないと認められる場合、(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)であって過去3年間における当該事項についての検査結果が基準の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることとする。
- ② 当該事項についての過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことが無く、且つ、原水並びに水源及びその周辺状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略できることとする。
- ③ 当該事項についての過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことが無く、且つ、原水並びに水源及びその周辺状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略できることとする。

5 水質検査方法

水質検査の方法は、毎日検査(3項目)は配水池ごとの各末端の水道利用者に委託し、その他の定期水質検査及び臨時の水質検査は水質異常が発生した際、敏速に対応可能な信頼できる県内の水道法第20条第3項の基準による登録検査機関に委託します。

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

7 水質検査の自己／委託の区分

毎日検査については、各水系毎の末端利用者に検査を委託し、色、濁り及び残留塩素の測定し、記録します。

毎日検査以外の検査については、登録検査機関に委託します。

財部地区

名 称	毎日検査	毎日検査以外検査
城山配水池系統 城山水源地	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
西村配水池系統 水ノ手水源地 西村水源地	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
七村配水池系統 七村 1号井 七村 3号井	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
馬立配水池 馬立第1水源地① 馬立第2水源地	末端利用者に委託	登録検査機関に委託

大隅地区

名 称	毎日検査	毎日検査以外検査
八合原浄水場系統 八合原3号井 八合原4号井	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
桜ヶ丘浄水場系統 吹谷1号井 吹谷2号井	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
下窪配水池系統 下窪水源地	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
折田浄水場 折田1号井 折田2号井	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
南浄水場 南1号井 南2号井	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
笠木配水池 鍋水源地 桂水源地	末端利用者に委託	登録検査機関に委託

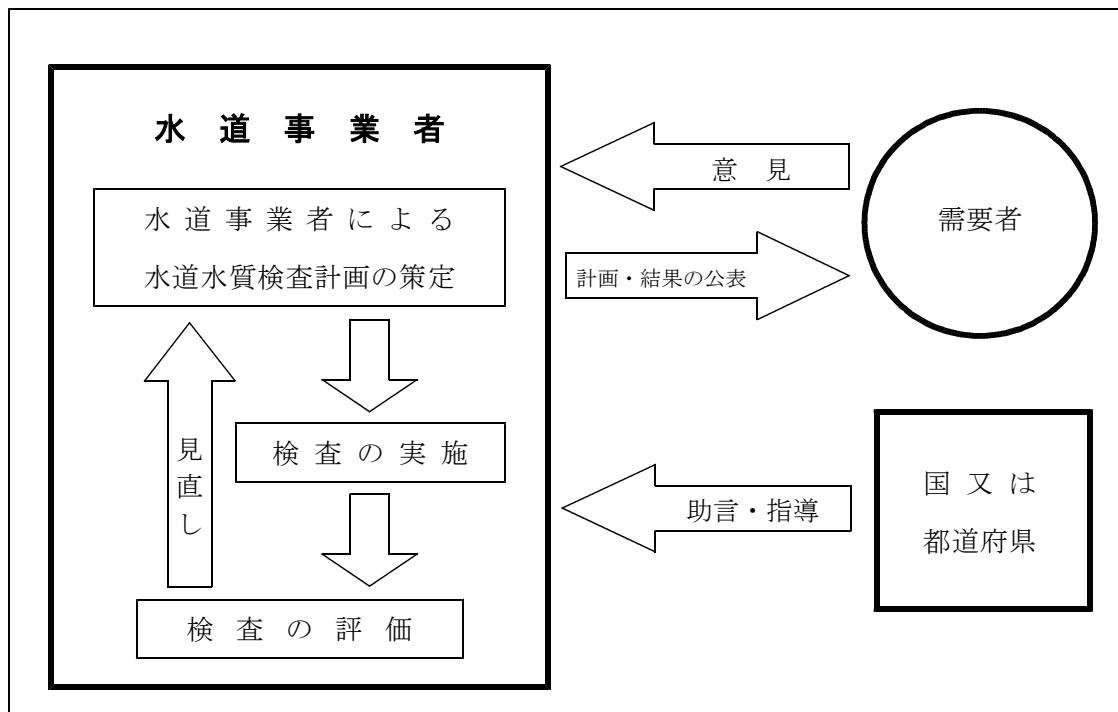
末吉地区

名 称	毎日検査	毎日検査以外検査
住吉配水池系統 橋野 1号井 橋野 2号井 橋野 4号井 橋野 5号井	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
高松配水池系統 八反水源地	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
柿木配水池系統 富田 2号井	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
高岡配水池系統 高岡 1号井	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
岩崎配水池 岩崎 1号井(休止中) 岩崎 2号井	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
高之峯配水池系統 堂園 水源地 堂園上 1号井 堂園上 2号井 岡下 水源地	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
内村・田方配水池系統 田方水源地 胡摩水源地	末端利用者に委託	登録検査機関に委託
光神配水池系統 光神 1号井 光神 2号井	末端利用者に委託	登録検査機関に委託

8 水質検査計画及び検査結果の公表

公表内容・公表方法

水質検査計画書の公表内容については、常時閲覧可能な状態で市役所内で管理します。また、検査結果はHP等上で公表する方向で検討し、計画に対する貴重な意見要望等に對しては、内容を十分検討し、次年度の計画に反映させることとします。



9 その他の留意事項

(1) 水質基準項目等の定量下限値及び精度保証

水質基準項目の定量下限値、検査回数は別表1-1 水質検査項目を参照。

精度の保証は、本市では検査機器を保有していないため、登録検査機関に委託します。そのため、以下の要件を満たしているか確認しています。

- ①検査が可能な検査機器を有していること
- ②知識経験を有する者が検査を担当していること
- ③厚生労働省の実施する外部精度管理の結果が良好であること

(2) 原水に係る水質検査の実施

- ①原水検査（別表1-1 水質検査項目参照）

原水検査は40項目とし、すべての井戸（休止中を含む）に対して年1回行います。

- ②指標菌検査（別表1-1 水質検査項目参照）

「水道におけるクリプトスボリジウム等*対策指針」に基づき、汚染のおそれのレベルに応じた予防対策としての原水のクリプトスボリジウム等検査、指標菌検査に基づく指標菌検査を本市では、独自の対策として毎月行うこととします。

*クリプトスボリジウム等とは、通常の塩素消毒で死滅しない耐塩素性病原生物であるクリプトスボリジウム・ジアルジアのことをいいます。

○レベルについて（汚染のおそれの判断）

レベル	指標菌	水 源 種 別	汚 染 の お そ れ
レベル 4	検 出	表流水(河川水・湖沼水・ダム水)	汚染のおそれが高い
レベル 3		地下水(伏流水・湧水・浅井戸・深井戸)	汚染のおそれがある
レベル 2	不検出	被圧地下水以外	当面汚染の可能性が低い
レベル 1		被圧地下水のみ(主に深井戸)	汚染の可能性が低い

※指標菌とは、大腸菌・嫌気性芽胞菌のことをいい、いずれかの指標菌が検出された場合、「検出」とします。

○施設整備について

レベル4・3の施設について、下記の施設が整備されている場合を「済み」とします。

レベル	施 設 整 備
レベル 4	ろ過設備(急速ろ過・緩速ろ過・膜ろ過)を整備し、ろ過池出口の濁度を0.1度以下で常時監視(高感度濁度計整備)
レベル 3	上記設備 又は 紫外線処理設備

○原水の検査

汚染のレベル及び施設の整備状況に応じて、下記の頻度で検査を実施します。

レベル	施 設 設 備	検 査 項 目	検 査 頻 度
レベル 4 レベル 3	施 設 整 備 済	クリプトスボリジウム等検査 指 標 菌 検 查	1回以上／年 1回以上／年
	施 設 整 備 中	クリプトスボリジウム等 検査 指 標 菌 検 查	1回以上／3ヶ月 1回以上／1ヶ月
レベル 2	—	指 標 菌 検 查	1回以上／3ヶ月
レベル 1	—	原水40項目検査 井戸内部の撮影	1回／年 1回／3年

○指標菌検査計画

当市の汚染レベルは下記のとおり、すべてレベル2以下であるため、レベル2の対応として3ヶ月に1回以上の検査を実施します。

指標菌検査計画（財部地区）

名 称	検査の内容	汚染レベル	対応レベル	検査頻度
西村配水池系統 水ノ手水源地 1ヶ所	嫌気性芽胞菌 大 腸 菌	レベル2	レベル2	3ヶ月に1回
西村配水池系統 西村水源地 城山配水池系統 城山水源地 七村配水池系統 七村1号井 七村3号井 4ヶ所	嫌気性芽胞菌 大 腸 菌	レベル1	レベル2	3ヶ月に1回
馬立配水池系統 馬立第1水源地① 馬立第2水源地 2ヶ所	嫌気性芽胞菌 大 腸 菌	レベル2 レベル1	レベル2 レベル2	3ヶ月に1回 3ヶ月に1回

指標菌検査計画（大隅地区）

名 称	検査の内容	汚染レベル	対応レベル	検査頻度
八合原配水池系統 八合原3号井 八合原4号井 桜ヶ丘配水池系統 吹谷1号井 吹谷2号井 下窪配水池系統 下窪水源地 5ヶ所	嫌気性芽胞菌 大 腸 菌	レベル1	レベル2	3ヶ月に1回
折田浄水場 折田1号井 折田2号井 2ヶ所	嫌気性芽胞菌 大 腸 菌	レベル1	レベル2	3か月に1回
南浄水場 南1号井 南2号井 2ヶ所	嫌気性芽胞菌 大 腸 菌	レベル1	レベル2	3か月に1回
笠木配水池 鍋水源地 桂水源地 2ヶ所	嫌気性芽胞菌 大 腸 菌	レベル1	レベル2	3か月に1回

指標菌検査計画（末吉地区）

名 称	検査の内容	汚染レベル	対応レベル	検査頻度
住吉配水池系統 橋野 1 号井 橋野 2 号井 橋野 4 号井 橋野 5 号井 高松配水池系統 八反水源地 5 カ所	嫌気性芽胞菌 大 腸 菌	レベル 1	レベル 2	3 ヶ月に 1 回
柿木配水池系統 富田 2 号井 高岡配水池系統 高岡水源地 2 カ所	嫌気性芽胞菌 大 腸 菌	レベル 1	レベル 2	3 ヶ月に 1 回
岩崎配水池 岩崎 1 号井 岩崎 2 号井 2 カ所	嫌気性芽胞菌 大 腸 菌	レベル 1	レベル 2	3 ヶ月に 1 回
高之峯配水池系統 堂園水源地 堂園上 1 号井 堂園上 2 号井 岡下水源地 内村・田方配水池系統 田方水源地 胡摩水源地 6 カ所	嫌気性芽胞菌 大 腸 菌	レベル 1	レベル 2	3 ヶ月に 1 回
光神配水池 光神 1 号井 光神 2 号井 2 カ所	嫌気性芽胞菌 大 腸 菌	レベル 1	レベル 2	3 ヶ月に 1 回

（3）水道水源の汚染源の把握

水道水源周辺の環境等を注視し、県、保健所、関係団体、水道・水質関連協議会等、連絡を密にし環境に異常等が発生した場合、水質基準を守る施策に即対応していきます。そのため周辺環境について日常的に点検を行っていくこととします。

（4）汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備

水質検査の結果、水質基準が満足しないなど異常が判明した場合、直ちに給水を停止し、給水区域の住民に広報車、防災無線などにより広報するとともに直ちに早急な水質基準の復旧を行います。

また、県、保健所及び関係団体等に連絡し、必要に応じて近隣市町に連絡することとします。

（5）水質検査における精度管理及び信頼性保証

水質検査は、その精度と信頼性が極めて重要であることから、委託にあたっては水質検査機関が行う公的な外部精度管理調査（クロスチェック）の結果の公表を求め、検査結果の精度と信頼性の保証の確認を行っていくこととします。

（6）給水管等に係る衛生対策の推進

給水管・配水管等の布設替え及びpHの調整などによる鉛低減化対策並びに利用者に対する広報の実施等をしていくこととし、水質基準の確保に万全を期すよう努めていくこととします。

